

マルクス〈家族〉思想のプロブレマティーク

池谷 壽夫

はじめに

今日、一方では、家族による子どもへの支配（例えば、早期教育や私学受験のための塾通いなど、中流のいわゆる「教育家族」における子どもへの能力主義競争への駆り立て）や子どもへのさまざまな虐待（暴力的・性的虐待）、あるいはその裏返しとしての子どもへの物理的・精神的な放棄が進行してきている。⁽¹⁾と同時に他方では、離婚、サラ金、男性の長時間労働、単身赴任などによって〈家族〉そのものの持つ機能すらが維持されず、〈家族の解体〉の危機が進行している。このように一方では、子どもへの〈囲い込み〉がかつてないほどに進行しているのに、他方では〈家族〉が〈解体〉しつつあると言われているのである。この矛盾した現象をわれわれはどう考えたらよいのか。そしてまたどう評価してよいのか。つまり非常に単純化して言えば、〈家族の解体〉を積極的に評価するのか、あるいはこうした〈家族の解体〉に抗して〈家族〉を守ることがわれわれの課題なのか、ということである。⁽²⁾

これを考える際の一つのポイントは、先取りして言うならば、ここで問題とされている〈家族〉が、言うまでもなく近代市民社会とともに形成され、プロレタリアートをも巻き込んで二〇世紀に成立してきた〈近代家族〉(modern family)あるいは〈近代市民家族〉だと言うことであろう。この〈近代家族〉の理念型は、次

のような特徴を持っている。すなわち、①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非家族の排除、⑧核家族、である。⁽³⁾

ではこうした公共性から切り離された閉鎖性と性別分業を特徴として持つ〈家族〉を、マルクスはいかなるものとしてとらえていたのであるうか。またマルクスが〈プロレタリア家族〉の解体と言う場合、その〈プロレタリア家族〉はこうした〈近代家族〉といかなる差異を持っていたのであろうか。そして以上のことを明らかにする中で現れてくるマルクスの〈家族〉思想の問題群を析出し、そのことを通じて先の課題にアプローチしていくことにしたい。

一 生産関係に規定された〈家族〉

われわれがマルクスの〈家族〉思想を考えようとする際に、まず取り上げなければならないのは、「生殖にもとづく社会関係は労働にもとづく社会関係に従属する」というテーゼであろう。例えば、その思想は初期の『経済学Ⅱ哲学手稿』では次のように述べられている。「宗教、家族 (Familie)、国家、法、道徳、科学、芸術、等々は、生産の特殊な諸様式にすぎないのであって、生産の一般的法則のもとに従う。それゆえ、私的所_有の積極的止揚は、人間的生活を我がものとする獲得として、一切の疎外の積極的止揚であり、したがって人間が宗教、家族、国家、等々から彼の人間的な、すなわち社会的なあり方へ帰ることである。」(新MEGA I 1-2, S.264)

マルクスによれば、「これまでのすべての生産の運動」とはすなわち「人間の現実化ないしは現実態の運動」

であり、私的所有の運動とはこうした運動の疎外されたあり方の感性的開示である。したがって私的所有の下における宗教、家族、国家、法、道徳などは、「生産の特殊な様式」にすぎず、「生産の一般的法則」に従うのである。それゆえ、疎外された人間の生活の物質的感性的な表現である私的所有の積極的止揚、すなわちコミュニケーションズは、人間が宗教的生活、家族的な生活や国家的な生活などの疎外された生活から「彼の人間的な、すなわち社会的なあり方」へと帰ることなのである。

ここに示されているように、ここで言う〈家族〉とは私的所有の下での生産の様式としての〈家族〉なのであり、私的所有の生産に従属したものとして、〈人間的・社会的な生活〉と対立したものである。(ここでマルクスが念頭に置いているのは、言うまでもなくヘーゲル『法の哲学』の近代市民社会的な〈家族〉であるが、それについては後で触れることにする。)

ではなぜマルクスはここで〈家族〉を人間的な生活に敵対するものとしてとらえるのであろうか。それは、まず第一に、私的所有の下での〈家族〉が、夫(男性)が妻(女性)を所有し支配するという、「排他的な私的所有の一形態」としての「結婚」(S.261)にもとづいているからである。第二に、私的所有の下では、労働者の人間的な自己活動としての生産は、疎外された労働のゆえに、他人のための強制的活動となり、その結果、生産と切り離されて営まれる飲食、生殖、等々の本来的に人間的・社会的な機能がそれ自体最後の目的と化して、動物的な機能へと転化している(S.239)。ヘーゲルの〈家族〉の機能そのものが崩壊しているのである。そして最後に、これが重要であるが、マルクスにとっては、私的所有の下にある〈家族〉は、人間の自然に對する関係と人間たち相互の共同的・社会的関係の総体である人間的な生活の疎外された一つの生活様式だからである。〈家族〉は生産から切り離されているとともに、疎外された労働によって規定されて、その機能さえ

もが動物的な機能へと墮しているのである。

かくてマルクスにとっては、私的所有の下にある市民的〈家族〉は、私的所有の積極的止揚としてのコミュニズムにおいては、廃棄されるものと考えられることになる。

「フォイエルバッハにかんするテーゼ」の第四で、マルクスは〈家族〉について、フォイエルバッハによって「地上の家族が聖なる家族の秘密として暴かれた後には、今や前者それ自身が理論的かつ実践的に絶滅(vernichten)せねばならぬ」(MEW, Bd. 3, S. 6)と自らの課題を述べていた。そしてマルクスのこうした思想は『ドイツ・イデオロギー』で史的唯物論の基本的命題が形成される中で、さらにははっきりと展開されていく。

周知のように、『ドイツ・イデオロギー』では、人間の歴史的行為は三つの契機から考察されている。すなわち、①物質的生活そのものの生産、②新しい欲求の創出、③他の人間の産出である。この第三の契機について、マルクスは次のように述べている。「第三の關係、これはここでただちにはじめから歴史的展開へと進み入るのだが、それは、自分自身の生活を日々新たにつくり出す人間が、他の人間をつくり始める、すなわち生殖し始めるということである——男性・夫と女性・妻との關係、両親と子どもとの關係、家族。この家族は、最初は唯一の社会的關係であるが、その後増大した欲求が新しい社会的諸關係を、そして増大した人口が新たな欲求を創り出すようになる」と、一つの従属的な關係になる」(広松版、S. 24)。

言うまでもなく〈家族〉を最初の社会的關係ととらえるこの見解は、後にモーガン『古代社会』などの古代の歴史研究に学ぶことによって否定されていくが、この段階では生殖にもとづく社会關係としての〈家族〉が、後に労働にもとづく社会關係に従属することが確認されているのである。

同じような指摘は、アンネンコフへの手紙（一八四六年二月二八日付）の中でも確認される。ここでは〈家族〉が生産、交通の特定の歴史的な形態によって規定されることが述べられている。「たとえその形態がどのようなものであろうと、社会とは何でしょうか？ 人間たちの相互的行為の産物です。人間たちは社会形態をあれこれと任意に選ぶことができるでしょうか？ できはしません。もし人間の生産諸力の特定の発展の度合を前提するならば、交通や消費の特定の形態が得られるでしょう。もし、生産、交通および消費の特定の発展段階を前提するならば、それに応じた社会秩序が、また家族、身分あるいは階級のそれに応じた組織が、一言で言えば、それに応じた社会が得られるでしょう。」(Bd.27, S.452)

このように、〈家族〉が生産と交通の形態によって規定されるのであるから、私的所有の下での〈家族〉もブルジョア的〈家族〉という性格規定をもつことになる。マルクスは、シュティルナーがブルジョアにおける「神聖な家族概念」「神聖なるもの」のイデオロギー支配をもっぱら問題にするのを批判しながら、次のように述べて、ブルジョア的〈家族〉の基礎とその歴史性を問題にしている。

「若いブルジョアはできれば彼自身の家族からわが身を独立させ、自分だけとしては家族を實際上、解体させるのであるが、しかし結婚、財産、家族は理論的には一指も触れられないままである。けだしこれらのものが實際上、基礎となつて、その上にブルジョアジーはその支配をうちたててきたのだからであり、ブルジョアの形式をとつたこれらの婚姻関係、家族等はブルジョアをブルジョアたらしめる条件なのだからである…。

(中略)ブルジョアジーは歴史的に家族に市民的家族の性格を与える。」(Bd.3, S.164)

これに対してプロレタリアートにおいては〈家族〉は現実には解体しているが、そこには家族愛が存在するという。「家族が、プロレタリアートのなかでどのように現実に解体しているところでは、『シュティルナー』が

思っていることの反対が生じる。そこには家族概念なるものは全然存在しないが、他面、しばしばたしかに家族への愛着 (Familienzuneigung) がきわめて現実的な諸関係にもとづいて存在するのが見られる。」(Bd.3, S. 164)

二 プロレタリア家族の解体

ではなぜマルクスは、私的所有の下ではプロレタリアートにおいて〈家族〉は解体している、と考えるのであろうか。『共産党宣言』のなかに、その理由がはっきり述べられている。まず第一の理由は、プロレタリアートは無所有であるということにある。プロレタリアートは無所有であるから、資本と私的所有にもとづいたブルジョアの〈家族〉と何ら共通性を持たない、というのである。「プロレタリアは無所有である。プロレタリアの、妻と子に対する関係には、もはやブルジョアの家族関係と共通するものはなにもない」(Bd.4, S.472)のである。第二に、プロレタリアートにおいては、「大工業のためにプロレタリアの家族の絆がみなひきちぎられて、子どもがたんなる商品や労働用具に変えられていくにつれて」(S.478)、「余儀なくされた家族喪失 (Familienlosigkeit)」(S.478) が創り出されているからである。

ところでマルクスによれば、ブルジョアの〈家族〉は、「所有関係、他家族に対する排他的な関係」(Bd.3, S.164) などの特徴とするが、こうしたブルジョアの〈家族〉の廃止・止揚のためには、「分離された家事経営 (getrennte Hauswirtschaft)」の止揚・廃止、共同の家事経営という物質的基礎が不可欠である。

マルクスによれば、「分離された家事経営」が私的所有のさらなる発展をつうじていよいよ必要にされた。しかし「これまでのいかなる時代にも、私的所有の止揚・廃止と切り離せない、分離された経営の止揚・廃止

は、そのための物質的な諸条件が存在していなかったがゆえに、すでに不可能であった。共同の家事経営の制度化 (Enrichtung) は機械装置の発達、自然諸力の利用、その他多くの生産諸力——例えば、水道、ガス灯、スチーム暖房等々、の発達を前提する。都市と農村の止揚。こうした条件なしには共同の経営はそれ自身再び新しい生産力にならないであろうし、一切の物質的土台を欠いており、単なる理論的基礎に基づくもの、すなわち単なる妄言であって、修道院経営になり終わることであろう。……分離された経営 (Wirtschaft) の止揚・廃止は家族の止揚・廃止と切り離され得ないことは、自明なことである。」(広松版、S.114—116)

この「共同の家事経営」という思想には、フリーエやロバート・オーエンの思想が反映され継承されている、と見てよい。マルクスは『ドイツ・イデオロギー』のなかで、「家族の解体はとくにフランスとイギリスの社会主義者たちによって宣言され」(Bd.3, S.165)と述べているし、また『共産党宣言』のなかでも、フリーエ、サンシモン、オーエンらのユートピア社会主義が主張した「都市と農村の対立や家族や私的営利や賃労働の廃止、社会的調和の宣言、国家の単なる生産管理機関への転化」についての積極的命題は、階級対立の消滅を表現したものにほかならないと、評価しているのである (Bd.4, S.491)。そして事実、すでにオーエンとフリーエは〈家族〉の解体と家事と育児の共同化を主張し、実践していたのである。⁽⁴⁾

このようにマルクスは、①ブルジョア的〈家族〉は他家族に対する排他的な関係と女性の排他的な私的所有にもとづいていること、②プロレタリアートにおいては家族愛はあるとしても〈家族〉は現実に解体していること、したがって、③私的所有の廃棄、結合された諸個人による生産諸力の総体の共同的な領有にもとづく〈人間的・社会的生活〉の領有としてのコミュニズムの下では、「共同の家事経営」という物質的基礎にもとづいて〈家族〉そのものが解体していくこと、を展望しているのである。

だが、こうした「共同の家事経営」において、誰が家事労働を担うのかというようなことは、フリーエ、オーエンにとっても、まったく問題とされてはいない。事実、実験的な共同体の中でも、家事労働はたしかに共同化されたが、家事労働は依然として女性の仕事であった。⁽⁵⁾ またマルクスも（そしてまたエンゲルスも）、コミニズムにおいては分業の廃止によって「私は朝は狩りをし、午後には漁をし、夕方には家畜を追い、そして食後には批判する」ことができるようになる——ヘーゲル左派を揶揄しながらではあるが——述べているが、ギティンスが指摘しているように、その共同家事経営においては男性と女性の関係はどうなるのか、具体的に言えば、獲ってきた魚や肉を誰が料理するのか、誰が洗濯をし、靴下を繕うことになるのかというようなことは、まったく問題にはされていないのである。

このように、〈家族〉関係の社会的な生産関係への従属というテーゼによって、マルクスは一方ではコミニズムにおいて共同の家事経営にもとづいて〈家族〉を解体することを積極的に展望していく。しかし他方は、生産関係への家族の従属とプロレタリア〈家族〉の解体を自明視するあまり、〈家族〉がもつ生産関係への補完的機能（例えば労働力を日々再生産する機能）や物質的・イデオロギイ的機能そのもの（例えばプロレタリアートの〈家族〉においても機能しているであろう家父長制）を過小評価して、それ以上説明していくことをしないのである。このことが、マルクスをして単純に「プロレタリアートには家族はない」と言わしめるのであろう。

こうした、社会的生産とその関係を中心にしてすべてのことを考える思想を「社会的生産中心主義」と呼ぶとすれば、それは『資本論』においても貫かれている。それは端的に労働力再生産過程を分析することの軽視につながっていく。たしかにマルクスは「労働者階級の不断の維持と再生産も、やはり資本の再生産のための

恒常的な条件である」と指摘はしている。がしかし「資本家はこの条件の充足を安んじて労働者の自己維持本能と生殖本能とに任せておくことができる」(Bd.23, S.597-8)と述べて、それ以上再生産過程を問題にしていけないのである。

三 マルクス人格規定の問題性

ところで、マルクスは「プロレタリアートは無所有である」と述べていたが、果たしてそうなのであろうか。この問題を考えていく際のキーポイントは、『資本論』におけるマルクスの周知の人格規定である。まずそのいくつかを挙げてみよう。

①「労働力の占有者が労働力を商品として売るためには、彼は労働力を自由に処分できなければならない。それゆえ彼の労働能力、彼の人格 (Person) の自由な所有者でなければならない。」(Bd.23, S.182)

②「自由な労働者は自由な人格として彼の労働力を彼の商品として自由に処分する」(Bd.23, S.183)

③「彼が、彼から疎外されている労働諸条件に対しても、彼自身の労働能力に対しても、人格として振舞うこと。したがって彼は所有者 (Eigentümer) として彼自身の労働能力を思うままに処分するのであって、彼自身が対象的労働諸条件に属していない、すなわち、彼自身が労働用具として他人に占有されていないこと。自由な労働者。」(『資本論草稿集④』、大月書店、二〇五ページ)

ここから、マルクスにおいては、労働者の人格は「労働能力」とイコールなものとしてとらえられる場合と、「労働能力の自由な所有者」としてとらえられる場合、の二つがあることがわかる。

しかし、こうしたマルクスの人格規定にはいくつかの問題がはらまれている。まず第一の問題は、この人格

規定に際して、「労働者とは成年男性である」という規定が暗黙に前提されていることである。例えば、このことは次の二つのマルクスの文章からも明らかであろう。

①「機械はまた資本関係の形式的な媒介すなわち労働者と資本家との間の契約をも根底から変革する。商品交換の基礎の上では、資本家と労働者とが、自由な人格として、自立した商品所持者として、一方は貨幣と生産手段の占有者、他方は労働力の占有者として、相対するということが、第一の前提であった。しかし、今や、資本は未成年者 (Unmündige) または半成年者 (Halbmündige) を買う。以前は、労働者は彼自身の労働力を売ったのであり、これを彼は形式的には自由な人格として処分することができた。彼は今では妻と子を売る。彼は奴隷商人になる。」(Bd.23, S.417-8)

②「それでも、機械のために首を切られた一人の男の代わりに、おそらく工場では三人の子どもと一人の女を使っているだろう！だが、この男一人の賃金は、この三人の子どもと、一人の女を養うのに十分なはずではなかったか？賃金の最低限は、(労働者の)種族を維持し繁殖させるのに十分なはずではなかったか？そうだとすれば、ブルジョアの好んで用いるこの決まり文句は、何を証明するのか？他でもない、今では、一世帯の労働者家族の賃金をかせぐために、以前の四倍の労働者の生命が消費されているということだ。」(『賃労働と資本』, Bd.6, S.422)

このようにマルクスにとつては、労働者とは成人男性であり、労働者家族においては、対外的にはこの男性(夫)が労働力の自由な所有者である人格として承認されている。しかもこの労働者家族では、今引用した文章からも明らかのように、労働者は女性(妻)と子どもに対する関係では、一家の稼ぎ手であり、そこには「妻と子を売る」というような家父長制的関係が現実支配している。とするならば、こうした関係において

は、労働者家族とは、対外的には夫 \parallel 男性によって代表される一人格ということになるであろう。つまり形成されつつあるプロレタリア〈家族〉とは、それが生産単位としての機能を失っているとしても、その他の点ではまさしく、後に見るようにヘーゲルの市民的〈家族〉像そのものとして存在しているのである。これが第二の問題点である。

さて、こうした人格規定からすると、女性と子どもは労働能力の所有者という点では、潜在的には自らの労働力の自由な所有主体、すなわち潜在的な〈人格〉ではありえるとしても、現実的にはそうなるとは限らないであろう。今見たように、労働者家族において家父長制的な男性支配が行われるとすれば、女性と子どもは、私的所有からばかりでなく、諸能力の総体としての労働力の自由な所有からさえも疎外されることになるからである。⁽⁷⁾

このように考えることが許されるとすれば、マルクスのように、「労働者は無所有である」とは、単純には言えないのである。たしかに私的所有との関係においては、男性労働者は「無所有」であろう。しかし労働力の所有という点からすれば、彼は「無所有」ではないのである。労働者家族における男性の女性と子どもに対する関係を、〈人格 \parallel 労働能力の所有〉という規定からみるならば、成人男性は自らの労働能力の自由な所有者として〈人格〉であるとしても、女性と子どもはそうではありえず、むしろ男性によって自らの労働能力と人格を支配されるのである。ということは、資本制における家父長制の下では、男性労働者は「無所有」ではありえず、むしろ女性と子どもこそまさに無所有である、というべきなのである。

このように見てくると、マルクスは、「プロレタリアートは無所有である」と断言することによって、たしかに一方ではブルジョア男性とプロレタリア男性との違いを明らかにし得た。しかし、そうとらえることによっ

て他方では、プロレタリア〈家族〉に内在している。〈労働力〉をめぐる男性の女性と子どもに対する支配的関係をまったく過小評価してしまうことになるのである。そしてそのまま——そしてまた後に見るように、ジェンダーと性分業を肯定したまま——コミュニズムにおける〈家族〉の廃止を展望するのであるから、当然共同家事経営において女性のみが相変わらず家事労働に専念することになるであろう。

四 ヘーゲル〈家族〉像の継承

すでにわれわれは、マルクスがヘーゲルの〈人格〉規定や〈家族〉像を基本的に受け入れているのではないかということを示唆してきた。改めてここでその問題を取り上げることしよう。

まずマルクスの人格規定とヘーゲルのそれとの関係について言えば、なるほど後者が人格の主体を観念的な意志におき、前者が生身の人間におくという点では、両者はまったく異なる。しかし、人格が人間の身体に存する「精神のおよび肉体的諸能力の総体」の自由な所有主体であるという点では、一致している。それは、ヘーゲル流には、「自分のものとしての所有」とは、私の肉体や生命もそこに属するところの「外的なもの一般」としての物件に、自分の意志を自由に置き入れるということであり（ヘーゲル『法の哲学』§40, 44）、この「私の意志は自分のものとする所有 (Eigentum) において人格的である」(§46, Zusatz) というふうに表示されている。つまり、ヘーゲルによれば、「有機的な肉体」において生きている私が「人格」として、「私の生命と肉体をもつのは、他の物件と同様に、ただそうすることが私の意志である限りにおいてのみなのである」(§47)。

第二に、すでに見たように、家族が一人格をなし、その代表者が男性Ⅱ夫であるという点でも、両者は基本

的に一致している。ヘーゲルにあっては、結婚の「客観的出发点は、両人格の自由な同意、しかも自分たちの自然的で個別的な人格性をかの（自然的な両性の——引用者）一体性において放棄して一人格をなそうとすることへの同意」 (§166) であり、そしてこの「法的人格としての家族を他人に代表しなければならぬのは、家族の長としての夫である」 (§171)。

そしてこの男性の優位を規定し補強するものこそ、ヘーゲルでもマルクスでも、男性と女性の間には「自然的な」性差が存するという想定なのである。

ヘーゲルによれば、まず男性と女性の違いはその精神性のうちにある。男性は「対自然に存在する人格的自立性と自由な普遍性を知りかつ意欲することとへ、概念的に思考する思想の自己意識と客観的な最終目的を意欲することとへと、おのれを二つ割れにするものとしての精神的なもの」である。これに対して、女性は「具体的な個別性と感情の形式において実体的なものを知り意欲するものとして、一体性においておのれを保つ精神的なもの」 (§166) である。

次に対外的関係においては、男性は「力強く活動するもの」であり、女性は「受動的な主観的なもの」とされる。より具体的には「男性・夫はおのれの現実的な実体的生活を、国家、科学等々において、またそのほか外界およびおのれ自身との闘争と労苦のうちに持つ」が、これに対して「女性・妻は家族のうちにおのれの実体的な規定・本分を持ち、こうした恭順 (Pietät) のうちにおのれの倫理的な心術を持つ」 (§166) というのである。

マルクスにとっても、「自然的な」性差は無批判的に前提されている。例えば、『資本論』でマルクスは、既婚の女性が未婚の女性より非常に注意深く教えやすいが、こうした「注意深さ」と「教えやすさ」といった

「女性の性格に固有な美德が、その性格の災いに転倒され、——こうして、彼女たちの本性の一切の倫理的なものと同やかさが彼女たちの隷属と苦悶の手段にされる」というロード・アシュリーの演説を、無批判的に引用している (Bd. 23, S. 425)。「注意深さ」や「教えやすさ」は「女性の性格に固有な美德」だというわけであろう。また一八六〇年頃に娘たちとした『告白』ゲームの中でも、マルクスは「あなたの最も高く評価する特質は」と問われて、「一般に人間にあっては素朴、男性にあっては力、女性にあっては弱さ」と答えているのである。⁽⁸⁾マルクスはヘーゲル同様、「男は力、女は弱さ」という伝統的な性差観を承認しているのである。

五 〈プロレタリア家族の解体〉テーゼの問題性

今まで考察してきたことを踏まえて、最後に再びマルクスの〈プロレタリア家族の解体〉というテーゼに立ち戻り、それが持つリアリティを考えてみたい。

まず最初にマルクスが、「古い家族制度の解体」に果たす大工業の積極的な意義をどのように見ているかを見ていこう。マルクスは『資本論』で、次のように述べている。「資本主義システムの内部での古い家族制度 (das alte Familienwesens) の解体がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、大工業は、世帯 (Hauswesen) の領域の彼方にある社会的に組織された生産過程において、女性 (Weibe)、両性の若者と子どもに割り当てる決定的な役割をもって、家族と両性関係とのより高次の形態のための新たな経済的基礎をつくりだすのである。」 (Bd. 23, S. 514)

ここでマルクスが「古い家族制度」と言っているのは、もちろん家族労働にもとづいた生産共同体としての、〈全家家 (das ganze Haus)〉と言われる (familia) ⁽⁹⁾である。そして、すでに見たように、この古い家族制

度の解体によって形成されたプロレタリア〈家族〉は、無所有となり、家族を喪失したものと考えられていた。だからマルクスは、大工業による古い家族制度の解体は、プロレタリアートに新たな市民的な〈家族〉の形成をもたらすものではなく、新たな「家族と両性関係とのより高次な形態」の経済的な基礎をもたらすであろうと考えていたのである。

第二に、大工業による〈古い家族制度〉の解体は、性の差別も年齢の区別もなく、社会的生産過程に女性や子どもを投入することによって、古い家族制度の下で存在していた父権 (*patria potestas*)、すなわち家父長制を侵害する。ここにマルクスは男女平等ばかりでなく、子どもの権利の承認の可能性を見ている。⁽¹⁰⁾

「いわゆる家内労働 (*Hausarbeit*) の規制は、いずれもただちに父権への、すなわち近代的に解釈すれば親の権威・親権 (*die elterlich Autorität*) への直接的な侵害として現れるので、この規制に対して思いやりのあるイギリス議会は長い間ためらっているように見えた。にもかかわらず事実の力はいかに、大工業が古い家族制度とそれに照応する家族労働との経済的基礎とともに、古い家族関係そのものをも解体することを、余儀なく承認させた。子どもの権利が宣言されざるを得なくなった。」 (Bd.23, S.513)

しかもここで想起すべきなのは、すでに見たように、現実のプロレタリア〈家族〉もマルクスによって描かれていたプロレタリア〈家族〉像も、無所有ではあるが、ヘーゲル的な市民的〈家族〉像を共有していたことである。とするならば、資本制下におけるプロレタリア〈家族〉の〈解体〉とは、一方では古い家族制度の解体によってストリートに新たな〈家族〉形態の形成への可能性をはらむものであったと同時に、他方ではプロレタリア〈家族〉におけるヘーゲル的な近代市民〈家族〉の形成とその端緒での解体危機という、二つの性格を合わせ持つものとしてとらえる必要があるであろう。

むしろマルクスは後者の性格特徴を見ていない。プロレタリアートは「無所有」であるし、女性・子どもが社会的生産へ参加することによって、ブルジョア（Ⅱ市民的）家族に特徴的な家父長制的支配はプロレタリアートには存在しなくなる、と考えているからである。マルクスが工場法を積極的に評価することになるのは、このためであろう。例えば、マルクスは「イギリスの工場における女性・児童労働の制限が成年男子労働者の手で資本からかち取られたという偉大な事実」（Bd.23, S.419）と、女性と子どもの労働制限を両手を挙げて評価している。

しかしそれによって、女性と子どもが家庭へと〈押し込まれ〉、女性もっぱら家事と育児の担い手とされること、そしてプロレタリア〈家族〉の〈解体〉の危機がプロレタリアート自身によって食い止められ、男性労働者の労働力の再生産が保障されるなど資本にとって都合のよい側面を持っていることは見ていないのである。むしろマルクスが次のように言う時、彼は労働力の再生産に果たす女性の家事労働の意義を暗黙に前提している、と言わざるを得ないであろう。「労働者階級の不断の維持と再生産も、やはり資本の再生産のための恒常的な条件である。資本家はこの条件の充足を安んじて労働者の自己維持本能と生殖本能とに任せておくことが出来る」（Bd.23, S.597-8）。

だがその後の歴史的経過は、工場法の制定と家族資金の獲得を通じて、女性労働が制限・排除され、女性が家庭へと封じ込まれること、そのことを契機として、プロレタリアートはブルジョアのⅡ市民的〈家族〉の生活様式を受容していくことになるし、女性⁽¹⁾が社会的生産過程に進出してもプロレタリア〈家族〉における家父長制的支配は相変わらず存在し続けているのである。こうしてみると、マルクスが描いた〈プロレタリア家族の解体〉というシナリオは、マルクスの生きた時代が歴史的にはプロレタリア〈家族〉の解体の危機か市

民的〈家族〉の形成かという岐路にあったとしても、もっぱら前者の現実の一面だけを映し出したものであった。そしてまたマルクスがヘーゲル的な〈家族〉像を共有している限り、プロレタリア〈家族〉に内在する家長制的な構造とイデオロギーは軽視され、問われることがなかったのである。

おわりに

以上のマルクスの〈家族〉理論の検討から、さしあたり次のような示唆を得ることができようであろう。第一に、今日〈解体〉しつつある〈家族〉とは、プロレタリアートに受容され形成されてきたブルジョア的市民的〈家族〉である。したがって、家族の〈解体〉の〈危機〉から「家族を守る」という個別的な営みは、資本の補完物であるブルジョア的市民的〈家族〉を守ることにつながる側面を持つ。したがって第二に、重要なことは、そうした危機に共同で抗しつつ、ブルジョア的〈家族〉の解体の彼方に新たに形成されるであろう〈共同態〉をも展望していかなければならないことである。第三は、そうした新たな共同の形成のためには、私的所有の廃止、男女の社会的生産および家事・育児への参加とその共同化、および子どもたちの社会的参加と大人からの解放などが不可欠の物質的条件となることである。¹²⁾

マルクスからの引用文献は左記の略号で示し、本文中に挿入している。

新MEGA: MARX ENGELS Gesamelte WERKE

MEW: MARX ENGELS WRIKE

広松版: Die Deutsche Ideologie, hrsg. von Wataru Hiromatsu, Kawadeshobo-Shinsha Verlag, Tokio, 1974

- (1) 「教育家族」の問題については、竹内常一『子どもの自分くずしと自分づくり』（東大出版会、一九八八年）、子どもの虐待については、池田由子『児童虐待』（中公新書、一九八七年）参照。
- (2) 例えば米田佐代子『しあわせな家族』のゆくえん（『経済』一九八八年八月号）は、家族を守れということの積極的な革新的意義を強調している。これに対して安川悦子『家族』思想の現在（名古屋市立女子短期大学・生活文化センター『生活文化研究』第一集、一九九〇年三月）は、六〇年代以降のマルクス主義〈家族〉思想（上野千鶴子氏も含めて）のもつ発達論的・ロマン主義的〈家族〉像を批判し、〈家族〉の解体を基本的に主張している。
- (3) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、一九八九年、一八ページ。
- (4) ロバート・オーエン『社会制度論』（『世界の名著 続8』中央公論社）、シャルル・フーリエ『産業的協同社 会的新世界』（『世界の名著 続8』中央公論社）など参照。しかし共同体の中での〈家族〉の位置づけは、両者では異なっている。
- (5) D・ハイデン『家事大革命』（野口美智子他訳）勁草書房、一九八五年、六二ページ。
- (6) D・ギデインズ『家族をめぐる疑問』新曜社（金井淑子・石川玲子訳）、一九九〇年、八九ページ。
- (7) 女性がプロレタリア「私的所有」から排除されるという指摘については、竹中恵美子『戦後女子労働史論』有斐閣、参照。
- (8) P・デュラン『人間マルクス』大塚幸男訳、岩波書店、一九七二年、一六八ページ。
- (9) O・プルンナー『ヨーロッパ―その歴史と精神』（石井紫郎他訳、岩波書店、一九七四年）、金井淑子編『家族』新曜社、一九八八年、参照。
- (10) 従来のマルクス主義家族論においては、もっぱら女性の参加が問題とされて、子どもの参加が親

からの解放にとって持つ意義は問題にされてこなかった。だがマルクス自身は「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」(Bd. 16, S. 193-5)の中で、「九歳以上のすべての子どもは、生産的労働者とならなければならぬ」と述べ、労働と教育との結合の必要性を説いているのである。マルクスの「家族」思想を全面的に展開するためには、マルクスの教育・学校論を検討しなければならないが、紙数の関係で果たせなかった。他日を期したい。

(11)

「工場法」の女性にとつての問題点の指摘については、大石恵子「一八四四年工場法における婦人規制」(『一橋論叢』第六七巻、第一号)、『家族の機能分化』と婦人労働者」(『一橋論叢』第六七巻、第三号)参照。また「工場法」「家族賃金」の女性にとつて持つ否定的な意味については、H・ハートマン「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚——より前進的な結合のために」(Heidi Hartmann, *The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Toward a More Progressive Union*, in Lydia Sargent (ed.), *The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: A Debate of Class and Patriarchy*, Pluto Press, 1986. 経済労働研究会編集『経済労働研究』第七集、所収)参照。プロレタリアートによる市民的家族の生活様式の受容の経過については、さしあたりウーテ・フレーフェルト『ドイツ女性の社会史』(若尾祐司他訳、晃洋書房、一九九〇年)、川越修他編著『近代を生きた女たち』(未来社、一九九〇年)、姫岡とし子「労働者家族の近代」(『制度としての「女」』(平凡社、一九九〇年、所収)、参照)。

(12)

もちろん家父長制克服のためにはこれ以外にも、社会的生産におけるジェンダー分業の解体、家族賃金の解体、家族相続権の廃止、集団的な社会保障などが必要である(竹中恵美子前掲書、M. Barrett & M. McIntosh, *The Anti-social Family*, Verso Editions, 1982. など参照)。なおこれまでのマルクス主義人格理論における「家族」の位置づけをめぐる問題については、拙稿「人格理論の基礎的諸課題(その六)——マルクス主義人格理論における家族の位置づけをめぐる——」(『高知大学教育学部研究報告』第一部、第四二号、所収)参照。